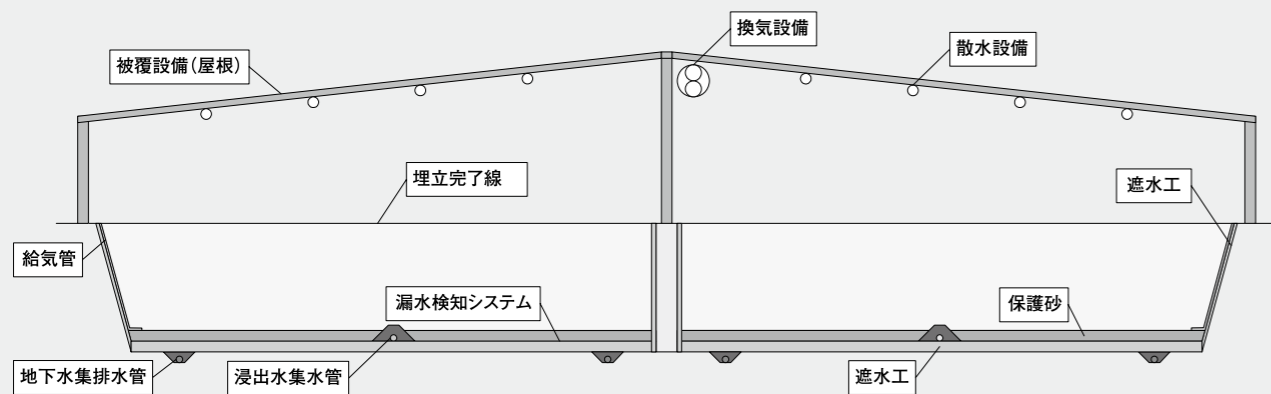


一般廃棄物最終処分にかかわる



被覆型処分場の断面イメージ

Q 現状はどう処理していますか？

組合を構成する市町村の家庭や事業所から持ち込まれる燃えるごみ、燃えないごみ（一般廃棄物）は、年間約3万1000トです。

持ち込まれたごみの処理過程では、すべてのごみを資源化することは難しく、最後に埋め立てをしなければなりません。焼却や資源物として売却しても、最終的には年間約3150トの焼却灰などが残り、県内の民間最終処分場に埋め立て処分をお願いしている状況です。

Q なぜ最終処分場が必要なのですか？

組合管内から発生する焼却灰などの埋め立て処分は、他の地域に負担してもらっていますが、一般廃棄物の適正な処理の責務は将来にわたって自らが責任を負わなければなりません。組合としては、自ら出したごみは自ら処理処分する自区内処理を原則に、管内で最終処分場を確保

し、将来にわたって適正に管理していくことを基本とします。

Q 候補地選定の状況は？

平成19年6月に策定した「穂高広域施設組合一般廃棄物処理基本計画」と「一般廃棄物最終処分場整備基本構想」に基づき、一般廃棄物最終処分場をまずは市内に整備する方針です。このため、平成20年4月に最終処分場検討委員会を設置し、候補地の選定を進めています。昨年、その第1次候補地として市内の3カ所を選定して公表しました。今後、各候補地について補足調査を行い、最終候補地の選定に向けて、最終処分場検討委員会で検討が進められます。

Q 処分場にかかわる計画の内容は？

「一般廃棄物処理基本計画」では、住民の皆さんや事業者がそれぞれごみの排出抑制に努め、それでも出たごみは穂高地域の狐島区にある焼却施設や不燃物処理施設で処理し、管内で

Q 浸出水とは何？ 浸出水は外に漏れ出さないの？

最終処分場では、埋立地内の廃棄物に雨水などで安定化させる必要があります。この廃棄物に触れた水を浸出

最終処分施設整備の基本方針

- ①基準に適合し、環境保全対策を行なった施設
- ②環境への配慮として適正なリスクに配慮した施設
- ③地域へのメリットとなる地域還元策に配慮した施設
- ④地域と情報を共有する施設
- ⑤経済性に配慮した施設

最終処分場整備の概要

- ①処分場の種類：管理型最終処分場（被覆型とします）
- ②処分場の埋立期間：15年間
- ③処分場の対象物：焼却灰・不燃残渣・破碎不燃（一般廃棄物に限定）
- ④処分場の施設規模
（敷地面積）約2^{ヘクタール}～3.5^{ヘクタール}、
（埋立容量）約5万2500立法^{立方メートル}



被覆型処分場の事例（東筑摩郡山形村）

最終処分施設を確保し、組合が責任を持って適正に管理していくとしています。この基本計画に沿って策定した「最終処分場基本構想」では、「施設整備の基本方針」や、「最終処分場の種類、埋立て期間、埋立て容量、候補地選定」の概要（右記）などを示しています。

Q 管理型最終処分場とは？

地下水汚染や土壌汚染を防止するため、埋め立て部全体に遮

Q 焼却灰等の運搬に何台の搬入車両が通るの？

1日当たりの焼却灰などの搬入量は12ト程度です。4ト車で運搬する場合、1日3台程度となります。また、通学・通勤等の時間帯を避けて運搬されます。

Q 跡地利用はどうするの？

一般的には、公園やスポーツ施設などの事例があります。具体的には地域の皆さんの意向や要望をお聞きしながら検討が行われます。ただし、埋め立てが完了しても一定期間は跡地利用をすることはできません。

Q 臭気・ガスは？

組合の焼却は、ごみなどが完全燃焼されるため焼却灰には有機質がほとんど残りません。そのため、埋め立てしても発酵や微生物による分解がなく、臭気やガスはほとんど発生しません。

穂高広域施設組合
（TEL 82・2147 FAX 82・8779）